

議案第20号

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正								現 行							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数							階級	勤務年数						
	5年 以上 10 年未 満	10 年以 上1 5年 未 満	15 年以 上2 0年 未 満	20 年以 上2 5年 未 満	25 年以 上3 0年 未 満	30 年以 上3 5年 未 満	<u>35 年以 上</u>		5年 以上 10 年未 満	10 年以 上1 5年 未 満	15 年以 上2 0年 未 満	20 年以 上2 5年 未 満	25 年以 上3 0年 未 満	30 年以 上	
団長	円 23 9,0 00	円 34 4,0 00	円 45 9,0 00	円 59 4,0 00	円 77 9,0 00	円 97 9,0 00	円 <u>1,0 79, 00</u> 0	団長	円 23 9,0 00	円 34 4,0 00	円 45 9,0 00	円 59 4,0 00	円 77 9,0 00	円 97 9,0 00	
副団長	円 22 9,0 00	円 32 9,0 00	円 42 9,0 00	円 53 4,0 00	円 70 9,0 00	円 90 9,0 00	円 <u>1,0 09, 00</u> 0	副団長	円 22 9,0 00	円 32 9,0 00	円 42 9,0 00	円 53 4,0 00	円 70 9,0 00	円 90 9,0 00	
分団長	円 21 9,0 00	円 31 8,0 00	円 41 3,0 00	円 51 3,0 00	円 65 9,0 00	円 84 9,0 00	円 <u>94 9,0 00</u>	分団長	円 21 9,0 00	円 31 8,0 00	円 41 3,0 00	円 51 3,0 00	円 65 9,0 00	円 84 9,0 00	
副分団 長	円 21 4,0 00	円 30 3,0 00	円 38 8,0 00	円 47 8,0 00	円 62 4,0 00	円 80 9,0 00	円 <u>90 9,0 00</u>	副分団 長	円 21 4,0 00	円 30 3,0 00	円 38 8,0 00	円 47 8,0 00	円 62 4,0 00	円 80 9,0 00	

班長	円	円	円	円	円	円	円	班長	円	円	円	円	円	円
	20	28	35	43	56	73	83		20	28	35	43	56	73
	4,0	3,0	8,0	8,0	4,0	4,0	4,0		4,0	3,0	8,0	8,0	4,0	4,0
	00	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00
団員	円	円	円	円	円	円	円	団員	円	円	円	円	円	円
	20	26	33	40	51	68	78		20	26	33	40	51	68
	0,0	4,0	4,0	9,0	9,0	9,0	9,0		0,0	4,0	4,0	9,0	9,0	9,0
	00	00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	00

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、改正後の向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用する。